

## 大和市条例第20号

### 大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例(平成12年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第9条」を「・第8条」に、「第10条～第17条」を「第9条―第16条」に、「第18条・第19条」を「第17条・第18条」に、「第20条～第25条」を「第19条―第24条」に、「第26条～第36条」を「第25条―第35条」に、「第37条・第38条」を「第36条・第37条」に、「第39条～第43条」を「第38条―第42条」に、「第44条～第46条」を「第43条―第45条」に、「第47条～第49条」を「第46条―第48条」に、「第50条～第58条」を「第49条―第57条」に、「第59条」を「第58条」に改める。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第9条を削る。

第4章第3節中第10条を第9条とする。

第11条中「第25条第1項及び第27条第4項」を「第24条第1項及び第26条第4項」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条第2項及び第3項を削り、第4章第4節中同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第4章第5節中第20条を第19条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条第2項中「第10条及び第14条第1項」を「第9条及び第13条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第4章第6節中第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

第30条第1項中「第27条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第4項中「第27条第2項各号」を「第26条第2項各号」に改め、同条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条第2項中「第28条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第4項中「いす席」を「椅子席」に改め、同条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第35条第1項中「第27条及び第28条第2項」を「第26条及び第27条第2項」に改め、同条第3項中「第23条」を「第22条」に改め、同条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第4章第7節中第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第4章第8節中第39条を第38条とし、第40条から第42条までを1条ずつ繰り上げる。

第43条第1号中「第41条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条を第42条とする。

第5章中第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第46条を第45条とする。

第6章中第47条を第46条とする。

第48条第1号中「第50号」を「第52号」に改め、同条第2号中「第51号から第54号」を「第53号から第56号」に改め、同条を第47条とし、第49条を第48条とする。

第7章中第50条を第49条とする。

第51条中「第10条、第13条第2項、第17条、第22条第2号、第27条第2項、第28条第1項、第30条第4項、第31条第2項、第37条、第38条、第40条、第41条第2項、第43条第1号及び第44条第2号」を「第9条、第12条第2項、第16条、第21条第2号、第26条第2項、第27条第1項、第29条第4項、第30条第2項、第36条、第37条、第39条、第40条第2項、第42条第1号及び第43条第2号」に改め、同条を第50条とする。

第52条中「第11条（児童福祉施設等を除く。）、第19条第1項、第24条第1項（屋内通路の幅に限る。）、第31条（第4項第2号及び第3号を除く。）及び第33条第2項から第4項」を「第10条（児童福祉施設等を除く。）、第18条第1項、第23条第1項（屋内通路の幅に限る。）、第30条（第4項第2号及び第3号を除く。）及び第32条第2項から第4項」に改め、同条を第51条とする。

第53条中「第11条（児童福祉施設等を除く。）、第18条第3項、第19条第1項、第22条、第24条第1項（屋内通路の幅に限る。）、第28条（出口の幅の合計に限る。）、第29条第2項、第31条（第4項第2号及び第3号を除く。）、第33条第2項から第4項まで、第35条第2項及び第43条」を「第10条（児童福祉施設等を除く。）、第

18条第1項、第21条、第23条第1項（屋内通路の幅に限る。）、第27条（出口の幅の合計に限る。）、第28条第2項、第30条（第4項第2号及び第3号を除く。）、第32条第2項から第4項まで、第34条第2項及び第42条」に改め、同条を第52条とする。

第54条第1項中「第13条、第15条、第20条、第26条、第30条及び第39条」を「第12条、第14条、第19条、第25条、第29条及び第38条」に改め、同条第2項中「第16条第1項若しくは第2項、第18条第1項、第35条第4項又は第41条第1項」を「第15条第1項若しくは第2項、第17条、第34条第4項又は第40条第1項」に改め、同条を第53条とする。

第55条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「第10条、第13条、第15条、第16条、第18条、第21条、第24条第2項、第25条、第27条、第30条、第34条、第35条、第40条、第41条及び第43条」を「第12条、第14条、第15条、第17条、第20条、第23条第2項、第24条、第26条、第29条、第33条、第34条、第39条、第40条及び第42条」に改め、同条を第54条とする。

第56条第1項中「第10条から第16条第2項まで、第17条、第18条第1項、第19条から第33条まで、第35条、第39条から第41条まで及び第43条」を「第9条から第15条第2項まで、第16条から第32条まで、第34条、第38条から第40条まで及び第42条」に改め、同条第2項中「第13条から第15条まで、第20条、第21条、第24条第2項から第26条まで、第37条から第39条まで及び第43条から第46条」を「第12条から第14条まで、第19条、第20条、第23条第2項から第25条まで、第36条から第38条まで及び第42条から第45条」に改め、同条を第55条とし、第57条を第56条とし、第58条を第57条とする。

第59条第1項中「第19条まで、第20条第1項、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第3項若しくは第4項、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項、第3項若しくは第4項、第32条から第34条まで、第35条第2項若しくは第4項、第37条、第38条、第39条第1項若しくは第4項、第40条、第41条第1項、第42条又は第43条」を「第18条まで、第19条第1項、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条第1項、第26条第1項、第3項若しくは第4項、第27条、第28条、第29条第1項から第

3項まで、第30条第1項、第3項若しくは第4項、第31条から第33条まで、第34条第2項若しくは第4項、第36条、第37条、第38条第1項若しくは第4項、第39条、第40条第1項、第41条又は第42条」に改め、第8章中同条を第58条とする。

別表中「第47条関係」を「第46条関係」に改め、同表中第54号を第56号とし、第40号から第53号までを2号ずつ繰り下げ、第39号を第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

41	法第85条第6項の規定による許可申請手数料	160,000円
----	-----------------------	----------

別表中第38号を第39号とし、第13号から第37号までを1号ずつ繰り下げる。

別表第12号中「法第43条第1項ただし書」を「法第43条第2項第2号」に改め、同号を同表第13号とする。

別表第11号の次に次の1号を加える。

12	法第43条第2項第1号の規定による認定申請手数料	27,000円
----	--------------------------	---------

#### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。